

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	12 件

岡山国民年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで
② 昭和47年10月から49年3月まで

申立期間は、集金人のA氏に毎月保険料を支払っていたが、隣人から同氏が市役所に保険料を納めていないことを聴き、同氏に未納となっていることを申し出たら、「あなたの保険料を必ず納めておく。」と言っていたのに、未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i 申立人が当時居住していた地区ではA氏が集金を行っていたこと、及び同氏が集金を行っていた時期に納付したはずの保険料が市に収納されていなかったことがあったことを当時の申立人と同地区に居住していた3人が証言していること、ii 3人の証言者のうちの一人（当時の隣人）は、集金人のA氏に納付したのに市から未納との通知があり、近所である同氏に苦情が言い難かったこともあって、改めてさかのぼって納付したと述べているところ、同人が過年度納付したのは申立期間①の期間であることが市町村の国民年金被保険者名簿から確認できること、iii 申立期間は9か月と短期間であり、その期間の前後は納付済みであることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは無く、納付していたものと認められる。

2 申立期間②については、i 集金人のA氏が集金に来なかった時期（昭和48年夏ごろ）があるほか、同氏が保険料を集金しながら市が収納していないことが判明した後は集金に来てA氏には納付しなかったと述べ、納付していなかった時期があることを申立人自身が認めていること、ii 申立人がA氏に保険料を納付していたのがいつまでなのかが明確でなく、特定できないこと、iii 申立人が当時居住していた地区の国民年金加入者であることが確認できた者のうちで、社会保険庁の記録上、申立人と同様に、申立期間②が未納とされている者がほかに見当たらないこと、iv 申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から同年12月まで

申立期間の保険料納付分は還付されているとの回答を受けたが、還付を受けた覚えは無い。また、昭和44年9月及び同年12月分については、社会保険事務所から還付分を返納すれば納付として認めると言われているが、還付を受けていないのに返納せよと言うのはおかしいのではないか。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立期間の保険料は還付されたこととされているが、申立人の社会保険庁における国民年金記録は、厚生年金保険被保険者資格記録との突合により、平成20年2月19日付けで、資格喪失日が昭和44年9月22日から同年10月1日に訂正され、また、同日付けで44年12月27日資格取得、45年1月1日資格喪失の記録が追加されていることから、申立期間のうち44年9月及び同年12月については、国民年金の強制被保険者期間であるため、事実と異なる資格喪失処理がなされたことにより、本来、納付済みとすべき保険料を還付処理した行政側の事務処理に誤りがあったものと認められる。

さらに、申立期間のうち昭和44年10月及び同年11月については、社会保険庁の旧国民年金被保険者台帳では、厚生年金保険と国民年金への重複加入により国民年金保険料の還付の事務処理が行われたことになっているが、当該台帳を保管する社会保険事務所では、通常、還付決議日を併せて記載しているところ、当該台帳にはこの日付が記載されていない上、市町村の国民年金被保険者名簿にも還付された記録を確認することはできず、行政側の記録管理が万全でなかった点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和44年9月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。
また、申立期間のうち、昭和44年10月及び11月の国民年金保険料については還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から60年12月まで
国民年金の加入については、会社を退職後すぐに、私が市役所本庁へ行き夫の加入手続と一緒に自分の加入手続をした。保険料は毎月納付書によって納付したが、納付金額ははっきり覚えていない。自分の保険料を納める時は夫の保険料も一緒に納付したと思うので、申立期間が未納となっていて納付がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年10月時点では、既に申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和61年6月ごろであること、及び申立期間のうち59年7月から同年12月までの期間と60年4月から同年12月までの期間は過年度納付されていることが確認されることから、申立人が会社を退職した申立期間直後から申立人の夫の保険料と一緒に納付を行ったとする申立人の主張は事実と相違する。

加えて、申立人は、「保険料は毎月納付書によって納付した」と述べているところ、申立人の居住する市においては、当時、3か月ごとに納付する期払いの納付書しか発行されていなかったことが確認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

申立期間当時の保険料が100円だったので、亡義父や町内（協同組合A町商店街）の事務の人の勧めもあり、昭和39年11月ごろに、加入手続は亡義父が行い、当時さかのぼって納付できるところまでの保険料（3,000円ぐらい）を町内の事務の人に支払ったように記憶している。その後は、毎月集金日（20日）に町内の事務の人が自宅に来て、その人に現金を渡して納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、加入手続を行ったとする申立人の義父は既に死亡し、申立期間の保険料を支払ったとする町内（協同組合A町商店街）の事務の人も死亡しているため、申立期間における保険料納付等の状況が不明である。

また、申立人の居住する市では、昭和39年当時においては、集金組織での過年度保険料の集金は行っていなかったこと、及び居住する町内（協同組合A町商店街）においても加入手続の仲介や過年度保険料の集金は行っていなかったことが確認されることから、申立期間の保険料納付に係る申立人の主張は事実と相違する。

さらに、申立人と同様に申立期間の保険料について納付したと申立てを行っている申立人の夫についても申立期間は未納となっており、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

申立期間当時の保険料が100円だったので、亡父や町内（協同組合A町商店街）の事務の人の勧めもあり、昭和39年11月ごろに、加入手続は亡父が行い、当時さかのぼって納付できるところまでの保険料（3,000円ぐらい）を町内の事務の人に納付したように記憶している。その後は、毎月集金日（20日）に町内の事務の人が自宅に来て、その人に現金を渡して納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、加入手続を行ったとする申立人の父は既に死亡し、申立期間の保険料を支払ったとする町内（協同組合A町商店街）の事務の人も死亡しているため、申立期間における保険料納付等の状況が不明である。

また、申立人の居住する市では昭和39年当時においては集金組織での過年度保険料の集金は行っていなかったこと、及び居住する町内（協同組合A町商店街）においても加入手続の仲介や過年度保険料の集金は行っていなかったことが確認されることから、申立期間の保険料納付に係る申立人の主張は事実と相違する。

さらに、申立人と同様に申立期間の保険料について納付したと申立てを行っている申立人の妻についても申立期間は未納となっており、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から60年3月まで
会社を退職した後、すぐに国民健康保険と一緒に、国民年金の加入手続を行った。その後は、母親が納付組織による集金で私の保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月の厚生年金保険脱退後すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年1月に払い出されており、申立てどおり仮に会社を退職した直後の55年2～3月ごろに国民年金の加入手続が行われていれば、年金手帳の住所はその当時の住所であるA市Bとなっているはずであるところ、申立人が所持している年金手帳を見ると、その住所は、申立人が59年1月以降に居住していたA市Cとされていることから、この国民年金手帳記号番号に係る加入手続が行われたのは会社を退職した直後ではないことは明らかであり、この国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の過半（昭和55年2月から58年9月まで）は、時効により保険料を納付できない期間である。また、申立人が加入手続を行った時期と主張している昭和55年2月から同年5月までの払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、申立人は、オレンジ色と青色の年金手帳（社会保険庁に払出記録のある年金手帳）をそれぞれ1冊ずつ所持しているが別の年金手帳があったか否か不明であると述べていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする申立人の母親は既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明である上、加入手続が行われた時点において、申立人の母親は申立人とは別の地区に居住しており、納付組織の性格上、申立人の母親の地区の納付組織が異なる地区の居住者の保険料の集金を行っていたとは通常考え難い。

加えて、申立期間を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年7月まで

申立期間当時は、社宅に入居しており、社宅の婦人会が集金を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。私が当時国民年金保険料を納付していたことは、当時の社宅入居者数人が証言してくれている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、社会保険庁の記録上、任意未加入期間であるが、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続の記憶が無く、申立期間の国民年金手帳が存在したか否かの記憶も明確でない上、申立人が社宅に入居した時期の昭和42年1月から同年3月までの払出簿を調査しても申立人の氏名は無いことから、申立期間において国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡をうかがうことができない。

また、申立人は、社宅内で保険料の集金を行っていたのは婦人会の国民年金加入者であり、当時の社宅入居者が所持していた国民年金保険料領収カードの昭和44年度欄に申立人が集金人として領収印を押していることを根拠に、保険料を納付していたと主張しているが、同カードに集金人として押印している者の中には、この当時国民年金に加入していなかった者がいることが当人の証言及び社会保険庁の記録により確認でき、社宅内で集金を行っていたのは必ずしも国民年金加入者のみではなかったと認められる上、申立人がこの当時保険料を納付していたとする当時の社宅入居者数人の証言についても、申立人と国民年金の集金の話をした記憶があるので申立人も保険料を納付していたと思うと述べるなど集金人は国民年金加入者であったことを前提に行われたものであることがうかがえることから、必ずしも証言が納付事実を裏付けている

とは認め難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月、54年7月から同年11月までの期間、56年8月、61年4月から同年9月までの期間、62年1月から同年4月までの期間及び平成2年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月
② 昭和54年7月から同年11月まで
③ 昭和56年8月
④ 昭和61年4月から同年9月まで
⑤ 昭和62年1月から同年4月まで
⑥ 平成2年4月から同年6月まで

国民年金の保険料の管理はすべて妻が行っていたが、妻の年金記録には未納は無く、妻は嚴重な性格であることから、自分の保険料のみ納付し、私の保険料を納付していないとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はその妻が申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻に聴取したところ、申立人の妻は「自分の保険料はずっと集金人に納付していたが、夫の保険料と一緒に納付したか否かは覚えていない。」と述べている上、昭和62年ごろから申立人は自分の保険料のみを口座振替により納付しており、必ずしもその妻と一緒に納付していたとは認められない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者記録は、資格喪失日が昭和52年9月1日から同年8月20日に、申立期間③については、資格喪失日が56年9月11日から同年8月11日にそれぞれ、62年5月20日付けで訂正されていることが社会保険庁の記録から確認でき、申立期間当時において申立人は未加入であり、かつ訂正時点では時効により納付できなかったも

のである。

さらに、申立期間②については、申立人の妻は、申立人の保険料と一緒に納付したか否か不明であると述べている上、申立人にも自身で保険料を納付した記憶は無く、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間④、⑤及び⑥については、このころは申立人自身が納付していたものの、経済的事情で納付できなかったかもしれないことを申立人自身が認めている。

その上、申立人及びその妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月及び52年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月
② 昭和52年5月から同年12月まで

申立期間については、妻は、納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失から厚生年金保険被保険者資格取得までの期間であるが、申立人は、会社退職後、国民年金の加入手続を行っていないと述べているとともに、申立人の妻から聴取しても、国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる証言が得られない。

また、市町村に保管されている申立人の国民年金資格取得・異動届出書によると、申立人が平成9年11月14日に同年8月1日資格取得の国民年金加入手続を行った際に、さかのぼって、51年10月31日資格取得、同年11月1日資格喪失、52年5月1日資格取得、53年1月21日資格喪失の記録が追加されており、社会保険庁の記録においても、平成9年11月21日付けで同様の追加処理が行われていることが確認できることから、申立期間当時は未加入であり、かつ、この記録の追加が行われた時点では申立期間は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年11月まで

亡夫が夫婦二人の付加年金の申込みをしたはずなのに、私の付加保険料の納付開始が亡夫から約5年遅れている理由が分からない。亡夫は2度付加年金の申込みを行ったようなことは生前言っておらず、居住していた地区では毎月、保険料を集金当番に持参して渡していたはずであり、付加保険料を納める人は当時少なく地区内では私達夫婦のみであったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、付加年金の手續及び保険料納付に関与しておらず、申立人の夫は既に死亡しており、その夫から具体的に聴いていることも無いため、付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫は農業者年金の被保険者になったことにより付加年金の強制加入者として昭和46年1月の農業者年金発足当初から付加保険料を納付しているものである一方、申立人の付加年金については任意加入であるため夫と同時に申し込まれていないことが必ずしも不自然とまでは言い難い。

さらに、申立人の夫が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が付加保険料を納付していたことを証言する者も無いなど、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私の納付記録に未納期間があるが、国民年金の手続、納付については亡夫に任せていたものの、亡夫はきちんと手続をする性格であったので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の夫は既に死亡しており、亡夫から具体的に聞いていることも無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はA県B市在住時の昭和35年10月に払い出されており、申立人の話及びその亡夫の厚生年金保険記録から、申立人は36年6月ごろに亡夫の仕事の関係でC県D市に転居したと考えられるが、C県D市において、申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない一方、A県B市の国民年金被保険者名簿では、37年4月30日付けで不在処理されており、不在処理された時期の前後の期間やそれ以降の期間は保険料請求が行われなかったため未納であったと推察される。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の亡夫についても、同人が厚生年金保険加入により資格喪失するまでの昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料は申立人と同様に未納とされている。

加えて、申立人の亡夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から16年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から16年8月まで
申立期間は、経済的に苦しく、国民健康保険料を減額してもらっており、国民年金についても、夫の会社退職後、夫が市役所で免除申請をしたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は免除申請手続に関与しておらず、申立人の夫に聴取しても、免除申請手続等に関する具体的な記憶は無い上、申立期間は4か年度にわたるため、申立てどおり申立期間が免除申請されていたとすれば、計4回の手続が必要になるが、4回にわたる免除の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い。

また、申立期間については、①申立人の夫は第1号被保険者であるため、申立人についても、本来、第1号被保険者期間となるはずのところ、社会保険庁の記録上、第3号被保険者とされており、過去にも申立期間が第1号被保険者とされたことは無いこと、②申立人の夫の厚生年金被保険者資格喪失に伴い、平成13年11月1日付けの第1号被保険者該当(種別変更)の最終勸奨状が15年8月26日に作成されていることから、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が現在に至るまで行われていないと考えられ、このことは、申立期間に免除申請手続が行われていなかったことを裏付けるものである。さらに、申立人の夫も、申立人と同様に、申立期間の大半の期間において、必要な所定の手続(厚生年金保険脱退後の国民年金の加入手続)が行われていなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間についての国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から16年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から16年8月まで
申立期間については、当時は経済的に苦しく、国民健康保険料を減額してもらっていたので、国民年金も免除申請をしているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に聴取しても、免除申請手続等に関する具体的な記憶は無い上、申立期間は4か年度にわたるため、申立てどおり申立期間が免除申請されていたとすれば、計4回の手続が必要になるが、4回にわたる免除の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は第1号被保険者の未納期間となっているが、厚生年金被保険者資格喪失に伴う、平成13年11月1日付けの国民年金第1号被保険者資格取得の最終勸奨状が、15年8月26日に作成された記録があることから、少なくともそれまでは国民年金に未加入の状態であったため、免除申請を行うことはできない。さらに、申立人の妻も、申立人と同様に、申立期間において、必要な所定の手続（第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続）が行われていなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間についての国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年12月まで

昭和47年4月ごろ、社会保険事務所で国民年金加入の手続きを行い、その際A市に転入した昭和45年1月にさかのぼって加入できると言われてさかのぼって資格取得し、その後、送られてきた納付書（昭和45年7月から46年3月までの9か月分）で保険料を納付したのに、社会保険庁の回答では還付したとされている。しかし、還付を受けた覚えは無い。

また、それ以降の昭和46年4月から同年12月までの保険料についても、納付の時期や場所などは定かでないが納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、昭和45年7月から46年3月までの保険料が納付されたことは、申立人が所持している領収証から確認できるものの、①申立人が所持している国民年金手帳（昭和46年4月1日発行）を見ると、47年1月1日資格取得とされ、46年4月から同年12月までは未加入を意味する「印紙不用」の表示があること、②社会保険庁の旧国民年金被保険者台帳においても、47年1月1日資格取得とされ、45年7月から46年3月に「47.10.31」の収納記録とともに、48年2月16日に還付したことが記録されていること及びそれに続く46年4月から同年12月までは「印紙不用」の記録があること、③市町村の被保険者名簿でも資格取得日は47年1月1日とされていることが確認できる。これらのことから、いったんはA市転入時の45年1月にさかのぼった資格取得届がなされ、これに基づき45年7月から46年3月までの納付書が交付され、その保険料が納付されたものの、その後、申立人の夫はその当時厚生年金保険被保険者であったため、申立人はさかのぼって資格取得することがで

きない任意資格加入者であることが判明し、47年1月の資格取得に訂正され、これに伴い、還付が行われたものと考えられ、納付された保険料が還付処理されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険庁の旧国民年金被保険者台帳には還付処理された際に記録することとされている還付対象期間及び還付保険料額のほか還付決議日が記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和46年4月から同年12月までについては、①社会保険庁の記録上、保険料を納付できない未加入期間であるが、申立人が所持している国民年金手帳には印紙不用のスタンプが押されていることから未加入期間であることが明らかであること、②当該期間の保険料納付についての申立人の記憶は曖昧である上、45年7月から46年3月までの過年度保険料の納付書や昭和47年度保険料の領収書（4枚）をきちんと国民年金手帳に貼付して保管している申立人が当該期間の過年度納付書を所持していないことからみて、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないもの及び納付していたものと認めることはできない。